

# 一般廃棄物処理業務委託（単価契約）仕様書

本仕様書は、業務の大要を示すものであり本書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じ、軽微な業務で発注者が本委託業務遂行上必要と認めた業務については、受注金額の範囲内で実施するものである。

## 1 委託概要

委託名 千葉市立海浜病院一般廃棄物処理業務委託

委託場所 千葉市美浜区磯辺3丁目31番1号「千葉市立海浜病院」

千葉市美浜区若葉3丁目1番27、41の一部「(仮称)千葉市立幕張海浜病院」

本委託は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき、千葉市立海浜病院・(仮称)千葉市立幕張海浜病院より発生する一般廃棄物の処理業務を行うものである。

2 受注者は、契約完了後速やかに業務計画書を提出し、発注者の承認を受けなければならない。

3 収集日時・回数・場所・期間は、以下を基本とする。

- (1) 可燃ごみ類 月曜から土曜の週6回
- (2) 段ボール・古紙類・シュレッダー紙 月曜から土曜の週6回
- (3) 機密書類の収集及び処理については、発注者と協議して定めるものとする。
- (4) 新病院への移転については仕様はそのまま住所を変更するものとし、仕様変更の必要が生じた場合は受注者及び発注者双方協議の上、本仕様を変更し業務を継続するものとする。
- (5) 病院移転に伴い収集場所・期間は下記を想定とする。(変更の可能性あり)
  - ①千葉市立海浜病院：令和8年4月1日～令和8年9月30日
  - ②(仮称)千葉市立幕張海浜病院：令和8年10月1日～令和9年3月31日

4 運搬する一般廃棄物の数量は、その都度、発注者又は発注者の指示する者の立会を受け計量し、廃棄物管理票に記載後、確認・交付を受けるものとする。

5 一般廃棄物の処理業務の実施にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他廃棄物処理に関する法令等の規定に従うほか、千葉市及び関係行政庁の定める条例・基準等に従い業務を行うものとする。

## 6 その他

- (1) 事業系一般廃棄物管理票の処理については、千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例の規定によるものとする。
- (2) 受注者は、発注者より業務の不備等の旨の連絡を受けたときは、ただちに担当者を派遣し適切な措置をとるものとする。
- (3) 受注者は機密書類の処理が完了した際は、遅滞なく書面にてその旨を発注者に通知すること。
- (4) 病院移転に関する内容も含めたその他詳細については、発注者と協議して定めるものとする。
- (5) 受注者は、次年度、本業務を他業者が受注した場合、誠意をもって業務の引継ぎを行うものとする。

7 予定排出量（年間）

可燃ごみ類	137, 000kg
段ボール	12, 000kg
古紙類	5, 000kg
シュレッダー紙	11, 000kg
機密書類	8, 000kg
合計	173, 000kg